

投資信託定時定額購入プラン取扱規定 新旧対比表

2025年6月1日作成

(追加部分 赤下線部表示)

現行規定	改訂後規定
第4条（設定注文の方法等） 1 当方式にかかる自動引落としを行う日については次のとおり定めることとし、次項以下における「指定振替日」を次の①から④のとおりに読み替えます。 ①当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日 ②当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の休業日にあたる場合はその応答日の翌営業日 ③当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の営業日にあたる場合は、当月の末日 ④当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の休業日にあたる場合は、当月の末日の翌営業日 <追加> 2 指定預金口座からの振替は、指定振替日の午前0時以降、当社営業開始時までの間に当社所定の方法により行います。 3 ただし次の場合には、その回の設定注文および指定買付金額の自動引落としは行いません。 ①指定振替日の前営業日において引落口座の残高が貸越となる場合、あるいは貸越が増加する場合 ②指定振替日の前営業日において引落口座が残高不足の場合 4 指定振替日に指定買付金額が自動引落としされたときは、当社はその設定代金を累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行います。 <追加> -以下省略- 2019年5月20日現在 以 上	第4条（設定注文の方法等） 1 当方式にかかる自動引落としを行う日については次のとおり定めることとし、次項以下における「指定振替日」を次の①から⑧のとおりに読み替えます。 ①当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日 ②当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の休業日にあたる場合はその応答日の翌営業日 ③当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の営業日にあたる場合は、当月の末日 ④当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の休業日にあたる場合は、当月の末日の翌営業日 ⑤指定振替日の応答日が投資信託説明書（交付目論見書）において申込不可日とされている日にあたる場合は、その翌営業日 ⑥指定振替日の応答日において市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合は、当該投資信託の設定再開後初めて自動引落としを行える日 ⑦①から④により読替えた指定振替日が投資信託説明書（交付目論見書）において申込不可日とされている日にあたる場合は、その翌営業日 ⑧①から④により読替えた指定振替日において市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合は、当該投資信託の設定再開後初めて自動引落としを行える日 2 指定預金口座からの振替は、指定振替日の午前0時以降、当社営業開始時までの間に当社所定の方法により行います。 3 ただし次の場合には、その回の設定注文および指定買付金額の自動引落としは行いません。 ①指定振替日の前営業日において引落口座の残高が貸越となる場合、あるいは貸越が増加する場合 ②指定振替日の前営業日において引落口座が残高不足の場合 4 指定振替日に指定買付金額が自動引落としされたときは、当社はその設定代金を累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行います。 5 指定振替日に指定買付金額が自動引落としされたあと、市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合、当社は、当該投資信託の設定再開後初めて設定注文できる日に設定注文を行います。 -以下省略- 2025年7月1日現在 以 上